

スポーツエールカンパニー2026募集要項

1. 事業の趣旨

スポーツ基本法において、スポーツは、「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」とされており、スポーツに親しむ時間や環境を確保することが求められています。

このため、スポーツ庁では国民のスポーツ実施の促進に向けて「Sport in Life プロジェクト」に取り組み、その趣旨に賛同する地方公共団体やスポーツ団体、経済団体、企業等と連携・協働してコンソーシアムを形成して、多様な形で国民へ広くスポーツ機会の提供を推進しています。

現在、成人の週1回以上のスポーツ実施率は52.5%にとどまっており、特に、20代から50代のスポーツ実施率が低くなっています。このため、これらの“働き盛り世代”が一日の大半を過ごす職場において、スポーツに親しむきっかけづくりを進めていくことが重要です。

そこで、スポーツ庁では、従業員の健康増進のためにスポーツ活動の支援や促進に向けた積極的な取組を実施している団体を「スポーツエールカンパニー」として認定します。

また、働き盛り世代のスポーツ実施率が低くなっている背景の一つに、大学期に運動習慣が失われ、その状況が社会人になっても継続している可能性がある。大学期に運動・スポーツを習慣化する取組も重要であり、大学生等の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている大学等も「スポーツエールカンパニー」として認定します。

そして、認定された団体の取組を広く周知することで、従業員や大学生等の健康管理を考え戦略的に取り組んでいる団体の社会的評価の向上を図ります。

※第3期スポーツ基本計画（令和4年度～8年度）においては、「成人のスポーツ実施率」は「20歳以上の運動・スポーツ実施率」を用いて評価することとしています。

2. 申請対象

国内に本社又は事業所が所在し、本制度に係る申請書提出時に、Sport in Life コンソーシアムに加盟申請をしている団体を対象とします（同時提出可。既にSport in Life コンソーシアムに加盟いただいている場合、コンソーシアム加盟の申請は不要です。）。

本制度における「団体」とは、具体的には以下のとおりです。

- ・株式会社、有限会社、合名・合資・合同会社
- ・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人
- ・その他の設立登記法人等（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、学校法人、医療法人、社会福祉

法人等)

※Sport in Life コンソーシアム加盟申請方法はこちら

<https://sportinlife.go.jp/consortium/join/>

3. 申請について

以下の WEB フォームにて必要事項を記入の上、申請を行っていただきます。

【スポーツエールカンパニー2026 認定申請フォーム】

<https://form.sportinlife.go.jp/certification-form>

4. 認定要件

本制度に申請を行い、「スポーツエールカンパニー」として認定されるためには、従業員や大学生等が行うスポーツ活動に対する支援や促進に向けた取組を実施している団体であり、その取組及び団体が以下の（１）～（５）を全て満たす必要があります。

- （１）取組の対象が特定の従業員や大学生等にとどまらず、団体、事業所等全体で推進している取組であること
- （２）経営者等の理解を得て、団体、事業所等内部の取組が明確化されていること
- （３）取組が団体、事業所等内部において周知されており、取組実績があること
- （４）実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること
- （５）暴力団及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと

なお、重大または悪質な法令違反、公序良俗に反する行為等、社会通念上、認定にふさわしくない団体であると判断された場合は、（１）～（５）の条件を満たしていても、認定を受けられない場合があります。

想定される取組としては、以下のような例が挙げられます。

- ・朝や就業中の体操・ストレッチ時間の設定など従業員への運動機会の提供
- ・階段利用の推進や徒歩通勤、自転車通勤の推奨など通勤時の奨励策
- ・スタンディングミーティング、スタンディングワークの実施
- ・昼休みにエクササイズを行い、定期的なセルフチェックにより身体機能を評価
- ・終業後、休日などの地元のスポーツイベントや企業運動会への参加
- ・学生向けにヨガ・ピラティス・エアロビック等の運動プログラムを大学が提供
- ・その他、従業員や大学生等自身のスポーツ活動実践に資する取組

(注意事項)

スポーツエールカンパニーの認定は、従業員や大学生等自身のスポーツ活動実践に資

する取組が対象となります。従業員や大学生等のスポーツ観戦を支援する取組や、スポーツ団体やアスリート大会を支援している等の取組については対象となりませんので、御注意ください。

5. 従業員や大学生等の週1回以上のスポーツ実施率が70%以上の団体

従業員や大学生等の週1回以上のスポーツ実施率が70%以上の団体には、+（プラス）の呼称を付与します。

なお、従業員向けの取組と大学生等向けの取組の両方を申請される場合には、いずれかの取組が週1回以上のスポーツ実施率が70%以上の場合、+（プラス）の呼称を付与する。

6. 通算して5回以上認定を受ける団体

通算して5回以上認定を受ける団体（以下、「通算認定団体」という。）には、認定回数等に応じて以下のとおり認定マークの色及び呼称を付与します。

（ア）認定回数5回～6回：Bronze（ブロンズ）

（イ）認定回数7回～9回：Silver（シルバー）

（ウ）認定回数10回以上：Gold（ゴールド）

（エ）上記（ア）～（ウ）の団体のうち、上記5に該当する団体：+（プラス）

7. 申請先等

（1）申請先

以下のWEBフォームにて必要事項を入力し、申請をお願いいたします。

【スポーツエールカンパニー2026 認定申請フォーム】

<https://form.sportinlife.go.jp/certification-form>

【スポーツエールカンパニー2026申請・制度に関するお問合せはこちら】

E-mail：syc2026@sil-pj.com

電話番号（共通）：080-4742-1558

※事務局稼働時間：平日9時～18時（但し、年末年始休暇を除く）

※メール・電話共に回答までお時間をいただく場合がございます。

（2）入力事項・提出書類

上記のWEBフォームより、主に団体の情報と取組内容について入力してください。

※WEBフォームは、入力途中で一時保存ができません。認定申請下書きシート（excel）を用意していますので、必要に応じてご利用ください。

※取組内容が分かる社内資料（研修資料、社内アンケート、写真等）があれば、可能な限り添付してください。

※取組を進める中で得られた効果（健康診断の有所見者数の減少、スポーツ庁の

身体診断「セルフチェック」のスコア向上、健康を意識するようになった従業員や大学生等の増加、職場のコミュニケーションの促進等）が分かる資料があれば、可能な限り添付してください。

※プラス認定を申請する場合は、「従業員や大学生等の週1回以上のスポーツ実施率が70%以上」であることを示す資料（指定の様式）の提出が必須となります。

なお、特定健康診査における質問票の「1回 30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施」の回答結果を代替とすることも可能です。

また、従業員や大学生等のスポーツ実施率を確認するにあたり、参考となるアンケート項目及び根拠資料案を作成しておりますので、必要に応じてご利用ください。

※提出された社内資料や取組紹介文、写真等については、団体認定発表の際や取組事例としてスポーツ庁HP等での使用が可能なものとしてください。

8. 申請期間

2025年9月16日（火）～11月14日（金）

9. 認定審査について

スポーツエールカンパニー認定制度実施要項及び実施細則に基づき審査を行い、委員会の意見を踏まえ、「スポーツエールカンパニー2026」として認定します。認定団体の決定は2026年1月上旬頃の予定です（認定期間は2026年12月31日まで）。

※審査にあたり、追加資料の提出、説明及びヒアリング等を依頼する場合があります。

※審査の経緯や内容は非公開とします。お問合せいただいても一切お答えできません。

※申請書類の記載内容が事実と異なっていることが判明した場合は、発表後であっても認定を取り消し、又は留保します。

10. スポーツエールカンパニーの公表等

スポーツエールカンパニーの団体名をスポーツ庁ホームページ等において公表し、認定証と認定マーク等を提供します。

※認定証は「スポーツエールカンパニー2026 認定申請フォーム」に記載された内容で提供します。再提供は難しい場合がありますので、名称、メールアドレス等に誤りのないよう御注意ください。

11. その他

（1）申請内容等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令を順守します。

（2）御提出いただいた個人情報は、株式会社コクーンエイトがスポーツ庁健康スポーツ課との委託契約に基づき保管・利用等を行います。

- (3) 認定後、スポーツエールカンパニー認定制度やスポーツ実施による団体及びその従業員や大学生等への効果に関するアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合がありますので、御協力ください。
- (4) 認定の根拠となった取組及びスポーツエールカンパニー認定の事実について、積極的な情報発信に努めてください。
- (5) 2022年6月より、ハローワークの求人票等（ハローワークインターネットサービス）に表示できる PR ロゴマークにスポーツエールカンパニーが追加されました。これにより、従業員や大学生等の健康増進のためにスポーツ活動の支援や促進に向けた積極的な取組を実施している団体であることを更に広く PR できるようになりました。ぜひ御活用ください。

12. お問い合わせ

【Sport in Life コンソーシアムに関するお問い合わせはこちら】

info@sil-pj.com

【スポーツエールカンパニー2026申請・制度に関するお問い合わせはこちら】

E-mail : syc2026@sil-pj.com

電話番号（共通）：080-4742-1558

※事務局稼働時間：平日9時～18時（但し、年末年始休暇を除く）

※メール・電話共に回答までお時間をいただく場合がございます。